

2階2集会場排煙設備（建築基準法施行令126条）

確認申請・工事請負契約（見積書・契約図面）では、機械排煙による排煙方式であった、しかし、竣工した建物は排煙窓による排煙方式に変更施工されていた。

排煙方式変更は新たな確認申請による審査が必要であるが、新たな確認申請による審査はされていない。

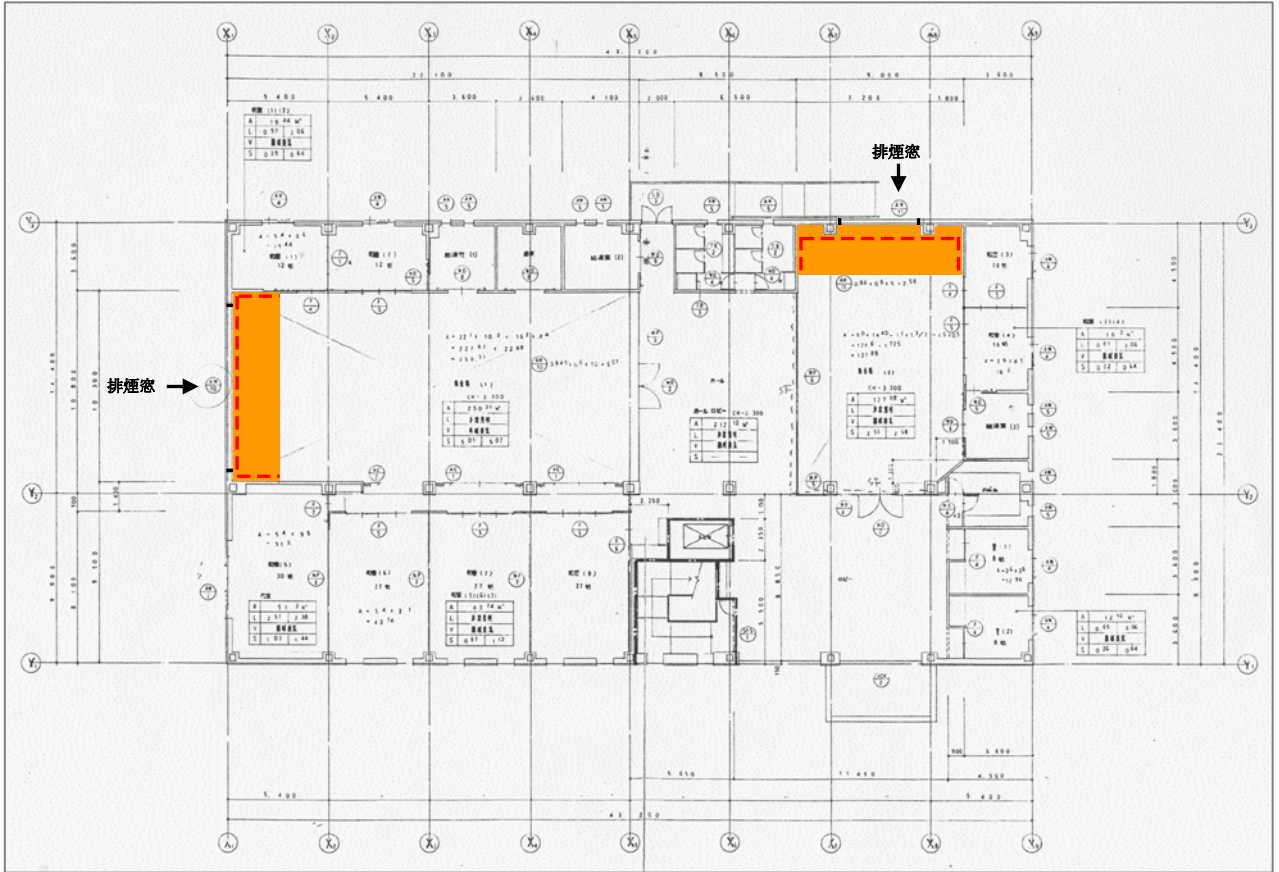
この変更施工は建築基準法第6条（確認申請）、建築基準法施行令126条（排煙設備）を無視して行われた変更施工である。

請負契約図面



五洋建設(株)と(株)博善社は、排煙方式は機械排煙による排煙方式しかないことを承知しているながら、葬儀に参列する人々の安全を全く考慮することなく、建築基準法施行令第126条を満たさないことを知った上で、建築基準法第6条を無視し、操作不能となる排煙窓による排煙方式の変更工事を行った。

竣工図



祭壇 (祭壇構造物) 非不燃垂幕

2階集会場 (1)



2階集会場 (2)

